

令和 8 年度 SDGs 推進全世代健康都市圏創造事業
「郡山市健康づくりキャンペーン」業務委託仕様書

1 業務名

令和 8 年度 SDGs 推進全世代健康都市圏創造事業「郡山市健康づくりキャンペーン」業務委託
(以下「本業務」という。)

2 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 業務目的

本業務は、市民が自身の健康に関心を持ち、健康づくりへ向けた行動変容と行動の定着による健康指標の改善を図るとともに、関係団体等とも連携して地域特性に合致した健康づくり施策を推進することにより、市民の健康寿命の延伸を目指すことを目的とする。

4 業務方針

本市は、令和元年に「健康」をキーワードとした「自治体 SDGs モデル事業」に選定され、以降、モデル事業の中心施策として「SDGs 全世代健康都市圏創造事業」を進めてきた。

昨年度は、健康無関心層を含む幅広い市民が健康づくりに関心を持つきっかけを創出するため、Instagram 及び特設ウェブサイトの開設・運用等による情報発信基盤の整備を行うとともに、各種イベント等を通じた健康づくりへの参加機会の創出を図った。

本年度は、昨年度整備した情報発信基盤を活用しながら、人々が自分の健康状態に気づき、健康に関心を持ち、行動変容するという過程に、行政からだけでなく、企業、店舗、商業施設、商店街、地域団体、若者をはじめとする多様な主体と連携して行動変容に向けたアプローチを図ることとする。

(1) ターゲット

全世代を対象とするが、特に 20～40 代子育て・働き世代の女性へのアプローチを重点的に行う。

(2) キャッチコピー

郡山市健康づくりキャンペーン」の趣旨を分かりやすく伝えるため、令和 5 年度から使用している以下のキャッチコピー及びサブキャッチコピーを引き続き使用するものとし、生活習慣を大きく変えることは困難であることから、「日常を少し変える」ことを後押しする企画とする。

ア キャッチコピー：ちょこっと健康。チョイケン！（choi-ken）

イ サブキャッチコピー：ちょっとかえる、ちょっとかわる。暮らしに健康をプラス。

なお、キャッチコピーのロゴデザインは発注者から提供するものを使用すること。

(3) 参考

ア 令和5年度から実施している「郡山市健康づくりキャンペーン」との継続性は、キャッチコピーやロゴデザイン等の基本的なコンセプトの踏襲によって確保することを想定しているが、その他の企画内容については、本業務の目的に照らして自由な発想により提案すること。なお、これまでの「郡山市健康づくりキャンペーン」の内容は下記ウェブページを参照のこと。

(ア) 令和5年度健康づくりキャンペーン「choi-ken (チョイケン)」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kokokara-koriyama/91683.html>

(イ) 令和6年度健康づくりキャンペーン「choi-ken (チョイケン)」

<https://www.city.koriyama.lg.jp/site/kokokara-koriyama/123793.html>

(ウ) 郡山市健康づくりキャンペーン チョイケン！特設サイト

<https://choiken.com>

イ 福島県が実施している県民向けの各種健康づくり事業との相乗効果が得られるよう、福島県事業の情報収集等を行うこと。

5 「郡山市健康づくりキャンペーン」の期間

契約締結後、準備が整い次第開始し、おおむね令和9年3月までを期間とする。なお、開始期日及び終了期日は発注者と協議の上決定するものとする。

6 企画提案内容

(1) Instagram の運用

Instagram (アカウント名 【公式】郡山市健康づくり | チョイケン) の運用方法及びフォロワー数の増加を促すフォロワーとの双方向性を利用した企画や仕掛けを提案・実施すること。

【条件】

ア 20～40代の子育て中の女性をターゲットとすること。

イ 投稿頻度や内容は、発注者と事前協議の上、年間スケジュールを作成すること。

ウ 広告配信も活用し、健康に対する関心が低い層へのリーチを意識したプロモーションを行うこと。

エ リーチ、インプレッション、フォロワー数、エンゲージメント等を集計し、効果検証を行うこと。

オ 以下(2)～(5)で行う企画においてもInstagramを活用し、効果的な情報発信を行うこと。

(2) ウォーキングイベントの開催

スタンプラリー形式ウォーキングイベントの企画を提案・実施すること。

【条件】

ア 駅前エリア(駅西口中心市街地)で開催すること。

イ イベント期間は1か月～2か月とする。

ウ 商業施設や店舗等を関わるものとする。

- エ 効果的な周知を行うこと
- オ 達成状況に応じた景品を提供すること。

(3) 健康づくりイベントの開催

行動変容につながる健康づくり体験イベントの企画を提案・実施すること。

【条件】

- ア 郡山市内で2回以上、行動変容につながる健康づくり体験イベントを実施すること。
- イ 自分の行動を振り返ることで気づかせることができる参加型展示物及び参加者がゲーム感覚で楽しみながら自身の健康状態を把握できる体験型のブース・ワークショップを企画、実施すること。
【例】普段ついつい行いがちな「不健康な行動あるある」を並べ、参加者が共感できる行動に投票できる展示物を設置する。体験型ブースとして動体視力チェック、瞬発力チェックを実施する。
- ウ 会場は民間商業施設等の多くの来訪者が見込める場所を選定すること。
- エ 開催期間は1～2日とし、開催時期や日程は、受注者の対案をもとに、発注者と協議の上決定する。
- オ 来場者へのアンケート調査を実施し、参加者の行動変容等について確認できるようにすること。

(4) Health Wave KORIYAMA との連携企画の実施

市ウェブサイト内にある、「心と体の健康応援サイト ココカラこおりやま！」に掲載している Health Wave KORIYAMA の記事や動画の閲覧数を増やすために、記事テーマと連動し Instagram を活用した企画を提案・実施すること。

【条件】

- ア 記事に関連する内容からお題を設定し、指定のハッシュタグをつけて投稿してもらう参加型企画とする。
【例】食の健康づくりに取り組む団体の記事を参考に、減塩にチャレンジするお題を設定し、一定期間においてフォロワーに実施した内容を Instagram で投稿してもらう。
- イ 回数は1回以上とする。
- ウ 投稿内容を審査及び抽選し、投稿者へ景品を提供すること。

(5) その他目的を達成するために効果的な企画及び運営

上記(1)～(4)のほか、提案上限金額の範囲内で、本業務の目的に沿う、効果的で実現可能な企画を提案すること。

(6) 企画の全体像及びスケジュールの作成

- ア 委託業務内容を総括した全体像を作成すること。

イ 「郡山市健康づくりキャンペーン」期間内において、各委託業務を効果的に実施できるスケジュールを作成すること。

(7) ノベルティの制作

イベント等での配布を想定したノベルティを1点以上制作すること。種類、デザイン、数量等は受注者の提案をもとに発注者と協議の上決定すること。

7 報告書及び成果品の提出

(1) 提出物

No.	提出物	形式	提出期限
1	実績報告書	紙媒体1部及びPDFデータ	令和9年3月31日
2	収支報告書	紙媒体1部及びPDFデータ	令和9年3月31日
3	「6 委託業務内容」に基づき作成された成果品	編集・再利用可能な電子データ (JPEG、MP4、Word、Excel 等) ※ソフトや媒体等については、 発注者と協議の上決定する。	発注者と協議の上決定した 提出期限

(2) 提出場所

郡山市保健所健康政策課

※提出方法等の詳細は、協議の上決定する。

8 一括再委託の禁止

(1) 受注者は、本業務に係る履行の全部又は発注者が仕様書等で指定した主要な部分を第三者に再委託してはならない。なお、本業務の主要な部分とは、業務における指揮、監督、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等とする。

(2) 本業務の軽微な部分とは、秘密情報を取り扱わないもので、コピー、ワープロ、印刷、製本、速記録の作成、翻訳、トレース、模型製作、計算処理（単純な電算処理に限る。）、データ入力、アンケート票の配布、資料の収集・単純な集計、電子納品の作成補助、参考書籍・文献購入、消耗品購入その他特記仕様書に定める事項とする。

(3) 受注者は、上記(1)(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。

9 相互供給の禁止

本業務において、競争相手であった他のプロポーザル参加者に業務の一部を再委託することはできない。

10 業務実施に当たっての留意事項

(1) 受注者は、業務委託内容の指示と確認、業務の調整を行うために、業務全体を総括的に指揮す

る業務責任者を選任し、発注者にその氏名を通知するものとする。これらの者を変更したときも同様とする。

業務責任者は、委託業務現場における一切の事項を処理するものとする。

- (2) 業務実施に関して、監督員からの指示及び指摘事項については、速やかに対処するものとする。
- (3) 本業務に関する打合せ協議を必要に応じて随時行うものとする。なお、打合せ協議に要する移動等の経費については、全て受注者の負担とする。
- (4) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分な協議の上、発注者の意向に沿った提案・助言等を行うこと。また、発注者に必要な事項について、受注者は積極的に提案を行うこと。
- (5) 本業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。本業務終了後においても同様とする。
- (6) 本業務において受注者が取扱う個人情報については、郡山市個人情報等の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）等の適用を受けることに留意し、その適切な管理のために、必要な措置を講ずること。
- (7) 受注者は、本業務の履行に当たり、自己の責めに帰すべき事由により発注者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (8) 受注者は、本業務の履行に当たり、受注者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害の責めを負うものとする。
- (9) 本業務にて制作した成果品及び映像素材データの著作権等（著作権法第27条、第28条所定の権利を含む。）、使用权、その他一切の権利は、発注者に帰属するものとする。
- (10) 本業務の遂行において、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）を使用する場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこと。
- (11) 本業務の履行に当たり疑義が生じた事項や本仕様書に定めのない事項については、双方協議の上決定する。